

■論 文

1886年埼玉県小学校教則と小学校及小学教場教則綱領

伊藤 稔明*

The Curriculum of Elementary Schools in Saitama at 1886 and
“Shogakko oyobi Shogaku-Kyojo Kyosoku Koryo”

Toshiaki ITO

キーワード：埼玉県小学校教則，再改正教育令，小学校及小学教場教則綱領，小学科課程表

1. はじめに

1885年，文部省は教育令を再改正した¹⁾。この時期に日本を襲っていた未曾有の経済不況に対応するために，町村教育費の削減を目指した改正であった。再改正教育令はおよそ半年後に制定される一連の学校令のために，ほとんど実行されることなく自然消滅したと考えられてきた。しかし，教育令再改正から諸学校令の制定までのあいだに，小学校における授業料徴収原則，半年進級制から一年進級制への移行，簡易な小学校の設置，尋常・高等といった二段階の小学校制度など，小学校令期に引き継がれる様々な重要な改革が実施されている。再改正教育令期は決して“空白期”ではない。

再改正教育令の実施施策のなかで本論において注目するのは，1885年12月25日付で，小学校を管轄していた学務二局の局長であった大書記官辻新次の名で各府県の学務担当者に内示された小学科課程表²⁾である。

再改正教育令では，その第19条で，

小学校及小学教場ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情况ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ

と定めていた。したがって，府県が小学校と小学教場の

教則を定めようとしたとき，まず，「文部卿頒布スル所ノ綱領」がなくてはならない。しかし，実際にはこの「文部卿頒布スル所ノ綱領」が府県に公布されることはなかった。この綱領の代替として府県に示されたのが小学科課程表である。小学科課程表は，尋常小学科課程表と高等小学科課程表からなり，それぞれに設置する学科とその時間数，そして，各学科の学年ごとの簡単な内容が記載されたカリキュラム表である。

しかし，各府県ではいずれ「文部卿頒布スル所ノ綱領」が公布されることを考え，この小学科課程表に基づいて新たな小学校教則を制定するところはほとんどなかった。そうした状況のなかで，神奈川県，埼玉県，群馬県は小学科課程表に基づく新たな小学校教則を制定したのである。3県とも小学科課程表に基づく小学校教則の制定は，1886年の布達によってなされ，神奈川県では1月25日の甲第18号³⁾，埼玉県では4月29日の甲第49号⁴⁾，群馬県では1月29日の甲第8号⁵⁾によって制定された。このうち，本論では埼玉県の小学校教則をとりあげる。

再改正教育令期，文部省は「文部卿頒布スル所ノ綱領」をまったく作成しようとしていなかったわけではない。小学校及小学教場教則綱領⁶⁾がそれである。小学校及小学教場教則綱領とは，国立国会図書館憲政資料室に所蔵されている「大木喬任関係文書」のなかの一文書で，文

* 愛知県立大学教育福祉学部

部省野紙 16 枚に清書されたものである。この 16 枚の野紙のどこにも日付はメモされていないため、いつの時点で書かれたものなのか不明であるけれども、「小学教場」という言葉から、この教則が再改正教育令期に作成されたものであることは間違いない。そして、この教則は文部省から各府県に“正式に”公布されることなく、文部省の内部審議で消滅してしまった教則である。

しかし、不思議なことに 1886 年 4 月に制定された埼玉県小学校教則には、文部省内で消滅してしまったはずの小学校及小学教場教則綱領の条文が小学校の目的規定において用いられている。こうしたことは、同じように小学科課程表に基づく小学校教則を制定した神奈川県や群馬県ではみられないことである。本論の目的は、この特徴的な埼玉県小学校教則の制定について考察することにある。本論は以下のように構成される。次節では本論で埼玉県の教則に影響を与えたと考えられる小学校及小学教場教則綱領について概観する。3 節ではこの埼玉県小学校教則制定に至る経緯を、4 節ではこの教則に前後する埼玉県の小学校教則についてその内容を確認する。5 節ではこの小学校教則に関わる中心的な人物である埼玉県学務課長の川島浩と文部権少書記官野村綱との関わりを検討する。考察は 6 節で与えられる。

2. 再改正教育令と小学校及小学教場教則綱領

1885 年 8 月 12 日、太政官布告第 23 号をもって教育令は再改正される。その 2 ヶ月前の 6 月 11 日に文部省から太政官へ上申された「教育令改正等ノ儀ニ付上申」⁷⁾では、その冒頭に、

明治十三年ノ末改正教育令ヲ頒布セラレテヨリ茲ニ四周年余其利害ヲ実施上ニ検スルモノ鮮ナカラス殊ニ方今地方ノ教育費ヲ節約セント欲スレハ亦之カ施為上釐革セサルヲ得サルモノアリ旁以教育令別冊ノ通改正相成度乃チ説明及公布案ヲ添へ此段上申候也と記載されていて、教育令再改正の目的が地方教育費の節約であることが明記されている。西南戦争以降の財政難にくわえて、1883 年には全国的干害、翌 84 年には全国的水害に見舞われ、全国の農村は著しい財政的疲弊状態に陥った。このことが、教育令再改正の背景である。

政府内において教育令再改正への直接の発端となった

のは、1885 年 2 月に内務卿山県有朋から太政大臣三条実美に提出された「地方経済改良ノ議」⁸⁾である。この意見書では、地方経済の建て直しのためには教育費と衛生病院費を節減する以外にないことが主張された。そして教育費削減では、

地方学務委員ノ事務タル戸長ノ事務ト密接相離レサルモノニ付地方ノ状況ニ因テハ必シモ其設置ヲ必要トセサルモノトセハ学務委員ノ給料総額六拾壹万八千九百七拾円（十六年ノ調）ノ内幾分ハ必ス地方費ノ節減ニ帰スヘキナリ

と学務委員の廃止が求められた。さらに 4 月 6 日には内務卿山県と大蔵卿松方正義の連名で太政大臣へ「区町村費節減ノ議」⁹⁾が上申された。「区町村費節減ノ議」は、「地方経済改良ノ議」よりさらに具体的に教育費の削減を提言し、学務委員費の廃止をはじめ教育費の全般に対しても大幅な削減を求めたものとなった。4 月 10 日、これら 2 つの意見書に対して文部卿大木喬任は「町村教育費ノ儀ニ付上申」¹⁰⁾を三条実美に上申している。文部省の「町村教育費ノ儀ニ付上申」は、教育費削減の具体的方策として、「学務委員ノ給料旅費職務取扱費ヲ廃スル事」、「町村費ヲ以テ設置維持スル中学校及各種ノ学校等ノ費用ヲ節約スル事」、「小学高等科ニ要スル費用ヲ節減スル事」の 3 件が示されている。このうち 3 件目の「小学高等科ニ要スル費用ヲ節減スル事」については、

法令ニ於テ学齡児童ハ八ヶ年間就業ノ責ヲ負ハサレタルニ拘ハラズ今小学高等科ノ準備ヲ後ニセントスルハ極メテ充当ナラサルノ処分ナレトモ、其実修メテ該科ニ至ルハ多ク中人以上ノ産ヲ有スル者ノ子弟ニ止マリ其余ノ児童ハ事故ヲ以テ中途退学セサル者甚タ稀レナリ、故ニ該科ノ準備モ前項ノ学校ト同シク専ラ授業料寄付金等ヲ以テ支弁スルモノト定ムルモ猶ホ之レヲ継続シ得ヘキカ如シ、是レ本件ヲ節約スル所以ナリ

とされていて、文部省は小学校高等科に要する費用を節減する方向性を示している。そしてこのことは暗に、小学校初等科と中等科については現状を維持し、削減対象に含ませないことを目論んだものであった。

さて、周知のように「町村教育費ノ儀ニ付上申」には「先般来略ホ腹按ヲ定メテ夫々取調ヲ命シ」という一文がある。この時点で教育令再改正への基本的な「腹按」

はすでに作成されていて、様々な実施施策については大木が「夫々取調ヲ命」じて作業がすすめられていたのである。こうした取調のなかに、当然のこととして、小学校教則も含まれていたはずである。改正教育令¹¹⁾ではその第23条に、

小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編成シ文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ

と規定されていて、この条文に基づいて1881年に達第12号をもって制定されたのが小学校教則綱領¹²⁾である。教育令が再改正されれば、必然的に新たな教育令に即した小学校教則が必要となるので、小学校教則綱領の改定が取調の項目に含まれていたことは間違いない。

この小学校教則に関する取調の結果作成されたと考えられるのが小学校及小学教場教則綱領である。この教則は公布されたものではなく、文部省内において案の段階で“消滅”したものである。しかし、この時期の文部省における小学校観を知るうえで重要な史料となっている。

前述したように、現存している小学校及小学教場教則綱領は、国立国会図書館憲政資料室に所蔵されている「大木喬任関係文書」のなかの一文書である。文部省罫紙に清書されていること、国会図書館の「大木喬任関係文書」に収められていることから、この教則が政策立案者の草稿のようなものではなく、文部省のかなり上位の会議に諮られたものであることが看取される。

小学校及小学教場教則綱領は次のように構成されている。

- 第一章 教育ノ目的（1条—3条）
- 第二章 学科ノ區別（4条—9条）
- 第三章 修業ノ期限（10条—13条）
- 第四章 教授ノ制限（14条—23条）
- 第五章 教授ノ科目（24条—42条）
- 第六章 試業ノ手続（43条—55条）
- 第七章 児童ノ取扱（56条—62条）
- 第八章 雑則（63条—65条）

一見して分かるように「教則」とは言うものの、小学校の全体的な規則を網羅したものとなっている。紙面の都合上この教則の全文を引用することは不可能なので、本論に関係する第一章「教育ノ目的」および第二章「学科

ノ區別」をここにあげることにする。

第一章 教育ノ目的

第一条 小学校及小学教場ノ教育ノ目的ハ児童ノ徳性ヲ涵養シ智能身体ヲ發育シ以テ善ク身ヲ修メ業ヲ営ミ健康ヲ保チテ国家ノ良民タラシムルニアリ

第二条 徳性ノ教育ハ皇室ヲ尊ヒ国ヲ愛シ人倫ヲ重ンスルノ精神ヲ養フヲ旨トシ智能ノ教育ハ世ニ立チ業ヲ営ムニ必須ノ智識及技能ヲ得シムルヲ旨トシ身体ノ教育ハ各部ノ平等ノ発達ヲ遂ケシメ気宇ヲ爽快ナラシメ且ツ学校ノ衛生其宜ヲ得ルヲ旨トスヘシ

第三条 智能ノ教育ハ唯之ヲ知ラシムルノミナラス其能力ヲ練磨スルヲ旨トスヘキモノナレハ或ハ児童ヲ園囿山野ニ伴ヒ或ハ製造所ヲ訪ヒ務テ適用ノ方ヲ悟ラシムヘシ

第二章 学科ノ區別

第四条 小学科ヲ別テ第一種普通小学科、第二種普通小学科、農業小学科、工業小学科、商業小学科、高等小学科ノ六種トス

第五条 第一種普通小学科目ハ修身、読書、習字、算術、唱歌、体操トス第二種普通小学科ハ之ニ地理及日本歴史ヲ加フ

第六条 農業小学科目ハ普通小学科目ノ外男児ニ農業ヲ授ケ女児ニ手芸ヲ授クヘシ

第七条 工業小学科目ハ普通小学科目ノ外男児ニ工業、図画ヲ授ケ女児ニ手芸ヲ授クヘシ

第八条 商業小学科目ハ普通小学科目ノ外男児ニ商業ヲ授ケ女児ニ手芸ヲ授クヘシ土地ノ情況ニ因テハ男児ニ英語ヲ授ケ女児ニ家事経済ヲ授クルコトヲ得

第九条 高等小学科目ハ修身、読書、習字、算術、地理、日本歴史、物理、図画、唱歌、体操トス土地ノ情況ニ因テハ化学、博物若クハ英語ヲ加フルコトヲ得又女児ノ為ニ手芸ヲ加フヘシ

さて、これまでの研究では、この小学校及小学教場教則綱領はその内容が“小学校条例”と呼ぶに相応しいものと成っているために、小学校条例取調委員によって作成されたものであるとされてきた。小学校条例取調委員とは、御用掛森有礼の「教育令ニ付意見」¹³⁾に基づいて文部卿大木喬任が省内に設置したものであり、そのメンバーには、権大書記官久保田謙、少書記官手島精一、権少書記官野村綱、権少書記官中川元、御用掛西村貞、一

等属山田行元，一等属大窪実の7名が7月25日に任命を受け就任¹⁴⁾，さらに年が明けた翌1月21日には，権大書記官折田彦市，東京大学幹事服部一三の2名が補充された¹⁵⁾。

先行研究において，小学校及小学教場教則綱領起草に関しては，例えば『日本近代教育百年史』では，

ところで，当時「尋常」「特殊」の各小学科として，どのような種別が実際に構想されていたのであろうか。第三次教育令公布直前の八五年七月二五日に発足した小学校条例取調委員会が，八一年五月の小学校教則綱領に代わるものとして起草したと推定される「小学校及小学教場教則綱領」案によれば，次表のような第一種普通小学科・第二種普通小学科・農業小学科・工業小学科・商業小学科・高等小学科の，少なくとも六種が計画されていたのであった。

と小学校及小学教場教則綱領を小学校条例取調委員の起草と推定している¹⁶⁾。これまでの教育史研究では小学校及小学教場教則綱領の作成は小学校条例取調委員によるものと一般に考えられてきた。

しかし，拙稿「小学校及小学教場教則綱領の成立時期と終焉時期」¹⁷⁾と「初等教育施策を中心としてみた1885年の文部省」¹⁸⁾で明らかにしたように，小学校及小学教場教則綱領の作成は1885年の4月10日から6月11日までのあいだのことで，これは小学校条例取調委員任命前であり，したがって，この教則は小学校条例取調委員の策定であることはあり得ない。また，上記の拙稿では，この教則は6月30日以前に“消滅”していることも明らかにした。ここで言う“消滅”とは，文部省内の議論において却下されたということである。こうして，文部省内での議論の末に却下されて公布に至ることがなかった小学校及小学教場教則綱領の条文が翌年4月に作成される埼玉県小学校教則に現れるのである。

ちなみに，小学校及小学教場教則綱領が小学校条例取調委員の作成でないことが明らかになることによって，小学校及小学教場教則綱領の作成者が誰であるのかは不明になってしまった。

3. 1886年埼玉県小学校教則

この節では，埼玉県において1886年4月29日に甲第

49号¹⁹⁾で「本県小学校教則左之通改正シ本年春期試験後ヨリ実施ス」と定められた小学校教則制定の経緯を確認する²⁰⁾。

1886年の埼玉県小学校教則制定への動きとして，まず，着目すべきは学区改正である。この時期，学区改正の動きは全国的に広がっていた。つまり，一戸長区域をもって学区とする方向での改正である²¹⁾。埼玉県における学区改正の議論のなかで，学務課が作成した「学区改正ノ理由」(1885年10月7日付)²²⁾なる文書が小学校教則との関わりが看取され得るものなので，そこからみていきたい。

学区改正ノ理由

一 従来ノ学区ハ明治十四年十月ノ制定ニシテ爾来数年間学政上ノ便否ヲ考察スルニ或ハ大ニ失シ或ハ小ニ失シ毎郡区々ナルカ故ニ同一ノ規例ニ依リ同一ノ政ヲ施スニハ不便少カラス加フルニ昨年七月戸長役場区域ノ改正アリテ従来ノ学区及ヒ学校部内ヲ分裂セシモノアリテ尚一層不便ヲ感スルニ至レリ是レ学区改正ノ止ムヲ得サル原因ニ御座候

一 今般教育令改正学務委員廢止相成候ニ付従来ノ学区ニハ恰モ主幹者ナキカ如ク其ノ事務ハ関係ノ戸長ニ引継キタリト雖モ多クハ行政部内ト符合致サス候ヨリ勢ヒ等閑ニ相成候傾キ有之加之将来学校経費収支ニ至リテハ数役場ニ跨リ居リ候テハ徴収モ自然淹滞ニ流レ易キハ従来ノ実例モ有之義ニ付此際断然改正セサルヘカラサル所以ニ御座候

一 本年八月第二十五号町村費ノ制限並ニ授業料徴収ノ義達セラレ候ニ付テハ十九年度以後学校経済上一変スヘキハ勿論ニ有之殊ニ協議費中土地ニ賦課スル部分ハ幾分ヲ他ニ其途ヲ求ムヘキ場合ニ相成リ然ルニ学校ノ部内数行政ニ涉リ居リ候テハ賦課法ニ困難ナルノミナラス其ノ徴収ニ至リテモ大ニ遷延ヲ来シ申スヘク学校ノ盛衰ハ主トシテ学費ノ多少徴収ノ難易ニ係ル義ニ付原状ノ俣ニ致シ置キ候ハ、遠カラス閉校又ハ瓦解等ニ至ルヘキ事ト存候

一 教育令改正ニ付小学校条例發布ヲ俟ツテ学区ヲ改正スヘキ様ニ候ヘ共前条ノ理由モ有之且ツ学区ノ義ハ教育令ノ明文ニ依リ素ヨリ上司限り御裁可相成事業ニシテ条例ノ動カスヘキモノニモ無之義ニ御座候尤モ改正教育令中小学教場ノ文字有之其他条例発

布ノ後ハ多少変更ヲ生スヘク候ヘ共別紙校数指示方
ヲ以テ改正致置候ハ、後日ノ変更ハ只其ノ名称ヲ改
ムルノミニテ足ルコト、存候例ヘハ初等科ハ三年普
通科中等科ハ六年普通科ナト称スル類ナリ是レ今日
ニ断行スルモ支無之理由ニ御座候

以上ノ理由ニヨリ今回之ヲ改正スルモノトシ而シテ
将来学政上都合ヲ考フルニ従来ノ校数七百有余ヲ減
シテ一学区一校トシ土地ニヨリ高等校ヲ設ケシムル
モ概ネ三百余ヲ減スヘク校数減スレハ人民ノ教育費
負担モ軽減致スヘク而シテ一学校ニ取りテハ却ツテ
其ノ経済ヲ増シ普通教育ノ改良進歩大イニ見ルヘキ
モノアラン又其ノ賦課徴収ニ至リテハ一般ノ協議費
ト同時ニ賦課徴収スルヲ得役場多端ノ折柄其ノ手数
ヲ省クノミナラス徴収滑カニシテ従来ノ如ク教員給
料ノ遅滞スル等ノ弊ナカルヘシ之ヲ要スルニ今回ノ
改正ハ人民ニ於テハ其ノ負担ヲ軽クシ学校ニ在ツテ
ハ其ノ経済ヲ増シ内部ノ改良ヲ企図スル計画ニ有之
而シテ之ヲ今日ニ要スルハ会計年度ノ都合ト法規ノ
変更ヨリ来リタル所以ニ御座候

将又聯区ノ義モ略々調査結了ハ致候ヘ共先ツ学区ヲ
改正シテ焦眉ノ急ヲ済ヒ将来維持ノ基礎ヲ堅メ置キ
追テ条例發布ノ日ヲ俟チ聯区ノ制ヲ頒チ完全ナル高
等小学ヲ設ケシメ毎学区ノ小学校ハ中等以下ノ格ニ
引直シ候手段ニ有之候

以上が全文である。着目するべきは、4番目の項目で「例
ヘハ初等科ハ三年普通科中等科ハ六年普通科ナト称ス」
としている箇所である。倉沢はこれをもって

小学校条例發布の上は「例ヘハ初等科ハ三年普通科
中等科ハ六年普通科ナト」と改めるといっているが、
国会図書館憲政資料室所蔵の大木文書「小学校及小
学教場教則綱領」では、小学校を分って第一種普通
小学科（三年）・第二種普通小学科（四年）・農業小
小学科（五年六年）・工業小学科（五年六年）・商業小
小学科（五年六年）・高等小学科（六年八年）の六種と
している。してみると、十八年十月の時点で、川島
は「小学校及小学教場教則綱領」を知っているの
である。

としている²³⁾。ただ、これは少し“勇み足”で「例ヘハ初
等科ハ三年普通科中等科ハ六年普通科ナト称ス」だけ
では、川島が小学校及小学教場教則綱領を知っているとま

で断言できない。1881年の小学校教則綱領によれば、小
学初等科は3年、中等科は3年であるから、従前の初等
科のみであれば「三年普通科」、中等科までのコースであ
れば「六年普通科」と表記して何の不思議もない。いつ
川島が小学校及小学教場教則綱領を知ったかに関して
は、第6節で改めて考察したい。

さて、1886年4月の小学校教則制定に向けた具体的な
動きは、この4月になってから学務課から県令を含めた
県上層部に提出された「小学校教則改正之儀伺」²⁴⁾であ
る。ここで学務課は、

客年十月学区改正小学校数指定相成本年四月一日ヨ
リ実施之運ニテ諸般之設備ハ既ニ結了致候得共小学
校教則之改正ヲ挙行不致テハ町村費節減之主旨貫徹
不致ノミナラス小学校ノ設備ト教則トハ方円不相容
勢ニ有之殊ニ人民ニ於テハ学事ノ新政ヲ企望致候折
柄ニ付此際別紙草案之通改正相成本年春期試験後ヨ
リ実施相成候得ハ会計年度ト学級之組織ト同時ニ相
成将来学政上至便之儀被相考既ニ奉命野村文部省視
学官ニモ打合置候儀ニ付御裁可之上ハ文部大臣ヘ御
進達相成度此段相伺候也

と、文部大臣への進達について上層部に伺っている。そ
して、文部省への伺いの案として、

本県小学校教則之儀本年春期小学校生徒試験後ヨリ
別冊之通改正施行致度此段相伺候也

なる案文を提示している。さらに、「小学校教則改正之
儀伺」では、これに続いて「埼玉県小学校教則」として、
文部省に示す教則案を示している。これは本論において
中心的な史料なので、ここに全文を掲げる。

埼玉県小学校教則

第一章 教育ノ目的

第一条 小学校教育ノ目的ハ児童ノ徳性智力及身体
ヲ發育シ以テ善ク身ヲ修メ業ヲ営ミ健康ヲ保チ国家
ノ良民タラシムルニ在リ

第二条 徳性ノ教育ハ皇室ヲ尊ヒ国ヲ愛シ人倫ヲ重
ンスルノ精神ヲ養フヲ旨トシ智力ノ教育ハ世ニ立チ
業ヲ営ムニ必須ノ智識及ヒ技能ヲ得セシムルヲ旨ト
シ身体ノ教育ハ各部ノ平等ナル発達ヲ遂ケシメ気宇
ヲ爽快ナラシムルヲ旨トスヘシ

第二章 学期及ヒ学科

第三条 尋常小学校及ヒ高等小学校ノ学期ハ各々三

箇年トシ又各々一箇年ノ温習期ヲ設ク

第四条 尋常小学校ノ学科ハ修身読書習字算術地理歴史唱歌体操トス

第五条 高等小学校ノ学科ハ修身読書習字算術地理歴史理科図画唱歌体操トス又女兒ニハ裁縫ヲ加ヘ農業地方ノ男兒ニハ農業ヲ加フ又土地ノ情況ニ因テハ県庁ノ裁可ヲ經テ英語ノ初歩ヲ加フルコトヲ得

第三章 学級授業ノ日及ヒ時

第六条 小学校ニ於テハ日曜日大祭日祝日ハ休業スヘシ又県庁ノ裁可ヲ經テ土曜日午後夏季冬季及ヒ農業繁忙ノ時其他学校ノ都合ニ依リ臨時ニ休業スルコトヲ得

第七条 小学校ノ授業ノ時間ハ毎日五時ヲ以テ度トス但各課業ノ間ニハ十分ノ休憩時間ヲ与フルヘク又午飯ノ後ニハ三十分ノ休憩時間ヲ置クヘシ

第四章 学科ノ程度及ヒ授業ノ要旨

第八条 修身ハ孝悌真実正直従順貞淑慈愛親切謙遜堪忍勉強節制廉恥沈勇忠義愛國等ノ事ニ関シ児童ニ適切ニシテ且ツ感覺シ易キ事柄ヲ談話シ善ク其心ヲ感化センコトヲ務メ時々簡易ナル格言ヲ教ヘテ概括セル觀念ヲ整ヘ兼テ日常ノ作法ヲ教ヘ漸ク進テハ更ニ国民ノ心得ヲ加ヘ戸籍産業契約就学兵役租税町村郡区府県政府等ニ就キ児童ノ解シ易クシテ国民タルモノ、日常知ラサルヘカラサル事柄ヲ教フヘシ凡ソ修身ヲ教フルニハ唯之ヲ知ラシムルニ止マラス教員躬行シテ其模範トナリ児童ヲシテ之ヲ実践セシメンコトヲ務メ諸科教授ノ際ニ於テモ好機ニ応シテ着實ニ薰陶センコトヲ要ス

第九条 読書ハ簡易ナル読方及ヒ作文ヲ教フル者トス

読方ハ仮名及ヒ其単語短句ヨリ始メテ仮名ノ読方及ヒ簡易ナル応用ヲ知ラシメ次ニ簡易ナル仮名交リノ短句短文及ヒ仮名交リ文ヲ教ヘテ其読方及ヒ意義等ヲ知ラシメ高等小学校ニ於テハ更ニ簡易ナル漢文ヲ交ヘ教フルヘシ凡ソ読方ヲ教フルニハ発音句読明ニシ講義ノ言語ヲ正シ務メテ実物絵図又ハ事実ニ照シテ明ニ意義ヲ理會セシメ読方ノ初歩ニ於テハ既ニ學習セシ緊要ナル字句ヲ書取ラシメ記憶ヲ固クシ筆写ニ慣レシメンコトヲ要ス

作文ハ仮名ノ単語短句ヲ綴ラシムルヲ初トシ漸次簡

易ナル仮名交リノ短句仮名交リ文口上書類及ヒ日用書類ヲ作ラシムヘシ凡ソ作文ヲ教フルニハ初ハ先ツ事物ニ就テ觀念ヲ得シメ次ニ之ヲ言語ニ表シ後ニ之ヲ文字ニ綴ラシメ漸ク進テハ既ニ得タル觀念ヲ整ヘ之ヲ文章ニ表彰スルコトヲ習ハシムヘシ文題ハ務メテ児童ノ理會シ易ク且ツ實用ニ適切ナル者ヲ選ヒ殊ニ仮名交リ文ニ於テハ既ニ學習セシ緊要ナル事柄ヲ交ヘテ之ヲ教ヘ口上書類日用書類ニ於テハ手形證書等ヲ交ヘテ之ヲ教ヘ其行分ハ簡明着実ナランコトヲ要ス又口上書類日用書類ハ兼テ認方差出方等ヲ知ラシムヘシ

第十条 習字ハ仮名ヨリ始メ漸次ニ行書楷書ヲ教ヘ高等小学校ニ於テハ草書ヲ交ヘ教フヘシ就中仮名及ヒ行書ハ訓練最モ意ヲ致サンコトヲ旨トシ後筆意ニ及ハシメ其文字ハ字画簡單ナル者ヨリ始メテ漸ク繁ナル者ニ及ホシ庶物名親族名名頭苗字地名等ノ日用文字既ニ學習セシ口上書類日用書類等ヲ選テ之ニ充テ且ツ其読方及ヒ意義ヲ教ヘンコトヲ要ス

第十一条 算術ハ尋常小学校ニ於テハ珠算ヲ用ヒ高等小学校ニ於テハ筆算ヲ用ヒ兼テ珠算ヲ温習セシムヘシ

珠算ハ先ツ実物ノ計方実物ノ加減乗除及ヒ数字ヲ教ヘ漸ク算珠ノ用法ニ導テ計算ノ端緒ヲ聞キ次ニ簡易ナル加法減法乘法及ヒ除法數ヘ兼テ位取ヲ知ラシメ次ニ普通ノ度量衡貨幣ノ名称及ヒ簡易ナル計算ノ法ヲ教ヘ且ツ雜題ヲ課シ以テ普通ノ算法ヲ知ラシメ高等小学校ニ於テハ時々之ヲ温習セシムヘシ筆算ハ先ツ算用数字簡易ナル命位名數加法減法乘法及ヒ除法ヲ教ヘ次ニ簡易ナル分数及ヒ小数ヲ教ヘ以テ普通ノ算法ヲ知ラシメ且ツ雜題ヲ課シ以テ日用ニ適切ナル計算ニ通セシメ兼テ簡易ナル簿記ヲ教ヘ漸ク進テハ農工商ニ関スル簡易ナル簿記ヲ教フヘシ凡ソ算術ヲ教フルニハ実物若クハ図解ニ依テ精密ニ題意算法ヲ考究セシメ務メテ應用ノ力ヲ養成センコトヲ旨トシ兼テ暗算速算ニ熟セシメ其問題ハ日用ニ適切ナル者ヲ選ヒ漸ク進テハ相場利息求積等ニ渉ル簡易ナル問題ヲ併セ教ヘンコトヲ要ス

第十二条 地理ハ尋常小学校ニ於テハ簡易ナル地理ノ総論及ヒ本邦地理ノ概要ヲ教ヘ高等小学校ニ於テハ更ニ本邦ノ畿内八道ノ地勢都邑物産交通等及ヒ商

工ニ関スル重要ナル事柄ヲ教ヘ又外国ノ地理殊ニ条約国ノ位置都邑交通貿易等及ヒ商工ニ関スル重要ナル事柄ヲ教フヘシ凡ソ地理ヲ教フルニハ児童ノ日常目撃スル所ノ地形等ヲ指示シ又地球儀地図磁石絵図等ヲ示シ漸ク進テハ時々簡易ナル地図ヲ描カシメテ児童ヲシテ明瞭ナル觀念ヲ得セシメ且ツ外国ノ地理ヲ教フルニハ本邦ニ緊切ナル関係アル者ヲ一層精密ニセンコトヲ要ス

第十三条 歴史ハ尋常小学校ニ於テハ本邦歴史ノ概略ヲ教ヘ高等小学校ニ於テハ更ニ本邦ノ歴史中ニ就テ建国ノ体制神武天皇ノ即位神功皇后ノ征韓仁徳天皇ノ勤儉延喜天曆ノ政績藤原氏ノ功績源平ノ盛衰北条時宗ノ偉勲南北朝ノ両立楠正成ノ精忠豊臣秀吉ノ征韓徳川氏ノ治績王政復古等重要ナル事柄ヲ教ヘ兼テ其土地ノ為メニ尽力セル人ノ事蹟ヲ教フヘシ凡ソ歴史ヲ教フルニハ尊王愛國ノ志氣ヲ養成シ古人ノ遺蹟ヲ景慕スルノ心情ヲ喚起スルヲ旨トシ又歴史上ノ事柄ハ或ハ之ヲ現時ノ情況ニ比照シ或ハ絵図ヲ示シテ児童ヲシテ感覺シ易カラシメ其地理ニ渉ル者ハ詳ニ指示シ互ニ相依テ記憶ヲ鞏固ニセンコトヲ要ス

第十四条 理科ハ人体通常ノ動物植物及ヒ鉱物酸素水素及ヒ水炭素及ヒ炭酸瓦斯窒素及ヒ空氣光熱電氣磁石槓杆滑車等ノ器械雨雪潮汐火山等ノ現象ニ就テ理科ノ概略食物衣服家屋什器生業及ヒ衛生ニ関スル日常適切ナル事柄ヲ教ヘ女児ニハ之ヲ斟酌シテ食物ノ調理衣服ノ洗濯児童ノ養育病人ノ取扱等家政ニ関スル事柄ヲ教フヘシ凡ソ理科ヲ教フルニハ児童ノ鮮シ易クシテ且ツ日常目撃スル所ノ事柄ヲ選ビ或ハ実物模型標本絵画ヲ示シテ之ヲ觀察セシメ或ハ近易ナル方便ニ依テ実験ヲ施シ以テ児童ノ觀察思考ノ力ヲ養成シ兼テ日常適切ナル智識ヲ得セシメンコトヲ要ス

第十五条 図画ハ先ズ自在画ヲ課シ終ニ用器画ヲ課スヘシ自在画ハ直線曲線ノ単形及ヒ簡易ナル器具ヲ画クコトヲ教ヘ次ニ器具花葉草木等通常庶物ノ形体ヲ画クコトヲ教ヘ兼テ工夫粧飾ノコトニ及ホスヘシ凡ソ自在画ヲ教フルニハ眼ト手ノ練習ヲ主トシ殊ニ清潔ト綿密トニ注意セシメ手本若クハ実物ニ依テ初ハ輪郭ヲ画カシメ漸ク進テハ陰影ヲ画カシメンコトヲ要ス用器画ハ器械ノ用法及ヒ簡易ナル幾何図ノ画

方ヲ教ヘ兼テ其性質關係ニ説キ及ホシ之ヲ應用シテ簡易ナル器具ヲ画カシムヘシ

第十六条 唱歌ハ先ツ口授ニ依テ簡易ナル単音唱歌ヲ教ヘ漸次音階数字等ヲ知ラシメ譜表ニ依テ簡易ナル単音唱歌ヲ教ヘ高等小学校ニ於テハ終ニ簡易ナル複音唱歌ヲ教フヘシ凡ソ唱歌ヲ教フルニハ趣味心雅ノ歌詞ヲ選ビ体容ヲ整ヘ音聲ヲ和ケ音調純正ノ樂器ヲ用イ以テ優美ノ心情ヲ發揚シ愛國ノ志氣ヲ喚起シ胸襟ヲ開暢シ健康ヲ裨補セシメンコトヲ要ス

第十七条 体操ハ尋常小学校ニ於テハ遊戲ヲ以テ之ニ充テ高等小学校ニ於テハ輕体操ヲ教ヘ男児ニハ更ニ隊列運動ヲ交ヘ教フヘシ遊戲ハ児童ノ協同シテ相樂ムヘキ善良ナル方法及ヒ安全ナル玩具ヲ用ヒテ諸種ノ遊ヲ為サシメ輕体操ハ徒手運動ヨリ始メ漸次啞鈴球竿等ノ器械運動ヲ演セシメ隊列運動ハ歩法及ヒ一列二列四列等ノ整列法行進法ヲ演セシムヘシ凡ソ体操ヲ教フルニハ児童ノ長幼強弱ヲ量リ体勢ヲ整ヘ十分ニ其技ヲ演セシメ以テ身体ノ發育ヲ等シクシ健康ヲ全クセシメンコトヲ旨トシ殊ニ男児ハ其志氣ヲ鋭ニシ且ツ規律ニ慣レシメンコトヲ要ス

第十八条 裁縫ハ運針法簡易ナル縫物ヲ教ヘ兼テ衣服ノ名所ヲ知ラシメ漸次襦袢単物袴等通常ノ衣服類ノ縫方及ヒ裁方ヲ教フヘシ凡ソ裁縫ヲ教フルニハ手指ヲ練習セシメ兼テ通常ノ衣服類ノ仕立方ノ概略ヲ知ラシメンコトヲ旨トシ品種ノ異ナルニ從ヒ其法ヲ教ヘ初ハ雛形ヲ製セシメ後実物ニ就テ練習セシメンコトヲ要ス

第十九条 農業ハ禾穀蔬菜果実桑茶等ノ耕作ニ関スル事柄家畜蚕魚鳥等飼養ニ関スル事柄地主小作市場道路貯蓄等ノ農家ノ經濟ニ関スル事柄ヲ教フヘシ凡ソ農業ヲ教フルニハ務メテ地方ニ適切ナル事柄ヲ選ビ理科ト相依リテ其事理ヲ説明シ且ツ務メテ児童ヲシテ實地ニ之ヲ演習セシメ或ハ児童ヲ田野ニ伴ヒテ實際ニ之ヲ觀察セシメンコトヲ要ス

第二十条 英語ハ商業地方ニ於テ之ヲ課スルトキハ簡易ナル読方習字會話及ヒ作文ヲ教ヘ之ヲ商業ニ應用セシメンコトヲ務ヘシ又都邑ニ於テ之ヲ課スルトキハ簡易ナル読方習字及ヒ作文ヲ教ヘ高等ノ普通教育ヲ受クルノ階梯トナサシメンコトヲ務ムヘシ

第二十一条 学科課程表ヲ示スコト別表ノ如シ(表

略)

第五章 教授ノ大意

第二十二條 小学校ノ授業ハ一ニ普通教育ノ目的ヲ持シ各教科皆其初歩ヲ教授シ偏重扁輕ナカランコトヲ要ス殊ニ児童ノ心身發達ノ度ニ從ヒ易ヨリ難ニ入り近ヨリ遠ニ及ホスヘキハ勿論児童ヲ誘掖シテ好テ自ラ注意思考スルノ心ヲ養フヘシ

第二十三條 日課ヲ配当スルニハ児童ノ心力ノ張弛ニ応セサルヘカラス則課業ノ難キ者ヲ先ニスルヲ旨トシテ其間ニ易キ者趣ノ異ナリタル者ヲ交ヘ児童ヲシテ倦厭疲労セシムルコトヲ避クヘシ殊ニ修身科ノ如キハ児童ノ心氣ノ爽快ナル際ニ於テ之ヲ課セサレハ薰陶ノ効自ラ少カルヘキヲ以テ之ヲ日課ノ始ニ置ンコトヲ要ス

第二十四條 課業ノ量ハ多クシテ租ニ失ハンヨリハ少クシテ精カランコトヲ善トス又課業ノ難易ノ度ハ每学級全児童ノ性質ノ鋭鈍学業ノ進歩ノ遲速等ヲ斟酌シ一方ニ偏倚スルコトナク之ヲ定ムヘシ殊ニ輕浮頑梗怯懦遲鈍等ノ者ニ封シテハ忍耐ヲ旨トシ懇篤ニ誘導匡正シ全級ノ児童ヲシテ一齊ニ進マシムルヲ要ス徒ニ一ニ秀逸ノ者ヲ上達セシムルニ汲々タルヘカラス

第二十五條 児童ヲ教授スルニハ善ク其心ヲ開誘シテ明瞭ナル理會ヲ得セシメ兼テ正シク談話スルコトニ慣レシメサルヘカラス則鮮説口授設問ノ際ニ於テモ実物標本ノ指示図解比喩演繹歸納等種々ノ工夫ヲ用ヒテ且ツ教員ノ言語ハ平易ニシテ正シカランコトヲ旨トシ児童ヲシテ之ニ傲ハシメンコトヲ要ス

第二十六條 諸科ノ緊要ナル事柄ハ啻ニ之ヲ理會セシムルノミナラス時々之ヲ温習セシメ又事ニ触レ物ニ接シテ之ヲ想起セシメ務メテ之ヲ記憶セシメヘシ修身科ノ格言ノ如キハ更ニ之ヲ誦誦セシメンコトヲ要ス

第二十七條 凡ソ教授ヲ施スニハ予メ之カ用意ヲナササルヘカラス苟モ用意ヲナササルトキハ或ハ授業洪滞シ或ハ教フル所ノ旨意明ナラス或ハ誤謬ヲ伝フル等ノ恐アルヘキヲ以テ予メ先ツ教科用図書器械標本等ヲ鮮積使用スルノ工夫ヲ為シ又口授設問弁疑等ノ方案ヲ立テンコトヲ要ス修身科理科等ノ如キハ教授ノ用意ヲナサンコト殊ニ切要ナリトス

第二十八條 教室ニ於テ児童ヲ配置スルニハ光線ノ方向学業ノ進否男女ノ區別等ヲ計リテ之ヲ定ムヘシ而シテ教員ハ教授上適宜ノ位置ヲ占メ眼ヲ滿室ニ注キ其教フル所前列若クハ一方ニノミ丁寧ニシテ他ニ疎ナルカ如キコトナリ殊ニ書取作文習字算術図画ノ類ハ各児童ニ就テ点檢シ誤リタル者ハ為シ得サル者アルトキハ懇篤ニ教示センコトヲ要ス

第二十九條 教員ハ教室ニ在リテハ殊ニ挙動ヲ慎ミ儀容ヲ整ヘ心ヲ虚ニシ氣ヲ和ケ一意以テ教授ニ從事センコトヲ要ス此ノ如クナルニアラスンハ児童モ亦心ヲ其業ニ專ニセス教室静肅ナラスシテ教授ノ実効ヲ奏スルコト難カルヘシ又児童ヲ遇スルニハ年齢性質等ニ因シテ寛嚴其宜ヲ得ンコトヲ要ス公平ニシテ愛憎アルヘカラス詩業ヲ施シ賞罰ヲ行フ等ノ場合ニ於テハ殊ニ然リトス

第三十條 教室ハ塵埃ヲ洒掃シ時々空氣ヲ交換シ机腰掛等ノ排列ヲ整フヘシ又児童ヲシテ書籍器具等ヲ散シ衣服ヲ乱シ顔又ハ手ヲ汚サシメス殊ニ授業中ハ其体勢ヲ正クスルヲ習慣ヲ得セシムヘシ其他体操場出入口ノ整頓扣所便所等ノ清潔ニ注意センコトヲ要ス

教則を添えたこの伺い書を提出した後で、学務課長川島は文部省へ出向いている。そして、森有礼文部大臣に直接会い、埼玉に戻ってから上司に対して4月27日付で「小学校教則改正布達之儀伺」を提出している。このなかで川島は、

本県小学校教則改正之儀ニ付テハ此程小官命を奉し文部省へ伺出候処文部大臣之内示も有之冗長之文を刪去し別冊之通訂正致候且教則改正之儀ハ学科程度相定リ教科用書檢閱済之上ハ総テ地方長官ニテ專行可致御趣意ニ有之此際地方之情況ニヨリ改正候儀ニ候ハ、特別御委任相成候旨野村久保両視学官列坐ニテ大臣より直ニ被命候ニ付御布達案相添此段相伺候也

但改正教則布達之上ハ同文一部視学部まで差出候様野村視学官より談示有之候是亦添申候也

と、森文部大臣に会った経緯を含めて報告している。その際、森は埼玉県から提出された教則案について、「冗長之文を刪去」するよう指示している。この川島の伺い書には森の指摘に基づいた教則の変更案が添えられてい

る。先に文部省へ提出した教則案の第三条「尋常小学校及ヒ高等小学校ノ学期ハ各々三箇年トシ又各々一箇年ノ温習期ヲ設ク」を、「尋常小学校及ヒ高等小学校ノ学期ハ各々四箇年トス」と改め、さらに、第四章と第五章をすべて削除している。森にとって、第四章と第五章の規定は無意味な「冗長之文」だったのであろう。この27日に川島が示した教則修正案が正文となるのである。こうした経緯を経て、埼玉県は川島の伺い書から2日後の4月29日付の甲第49号をもって小学校教則を制定した。

さて、本論で考察したい対象は、小学校及小学教場教則綱領と埼玉県小学校教則の第1条及び第2条の比較である。ここで、該当する条文を再びあげてみよう。小学校及小学教場教則綱領の第1条と第2条は、

第一条 小学校及小学教場ノ教育ノ目的ハ児童ノ徳性ヲ涵養シ智能身体ヲ發育シ以テ善ク身ヲ修メ業ヲ営ミ健康ヲ保チテ国家ノ良民タラシムルニアリ

第二条 徳性ノ教育ハ皇室ヲ尊ヒ国ヲ愛シ人倫ヲ重ンスルノ精神ヲ養フ旨トシ智能ノ教育ハ世ニ立チ業ヲ営ムニ必須ノ智識及技能ヲ得シムルヲ旨トシ身体ノ教育ハ各部ノ平等ノ発達ヲ遂ケシメ気宇ヲ爽快ナラシメ且ツ学校ノ衛生其宜ヲ得ルヲ旨トスヘシ
となっており、それに対して埼玉県小学校教則の第1条と第2条は、

第一条 小学校教育ノ目的ハ児童ノ徳性智力及身体ヲ發育シ以テ善ク身ヲ修メ業ヲ営ミ健康ヲ保チ国家ノ良民タラシムルニ在リ

第二条 徳性ノ教育ハ皇室ヲ尊ヒ国ヲ愛シ人倫ヲ重ンスルノ精神ヲ養フ旨トシ智力ノ教育ハ世ニ立チ業ヲ営ムニ必須ノ智識及ヒ技能ヲ得セシムルヲ旨トシ身体ノ教育ハ各部ノ平等ナル発達ヲ遂ケシメ気宇ヲ爽快ナラシムルヲ旨トスヘシ

である。比較すれば分かるように、若干の文言の相違はあるものの、基本的に同文であると評価できる。小学校及小学教場教則綱領は、文部省内の議論で却下された教則案である。その条文がなぜ埼玉県の教則に登場するのであろうか。このことを以下の節で考察したい。

さて、次節にすすむ前に、埼玉県と同様に小学科課程表に基づいて小学校教則を制定した神奈川県と群馬県の教則の内容を確認しておきたい。

神奈川県は1886年の甲第18号で神奈川県小学校教則

を制定していて、その教則には小学校の目的規定について特段の条文はない。群馬県では同年の甲第8号で小学校教則が制定されており、小学校の目的規定はその第1条で、「小学校ハ国民普通ノ教育ニシテ之ヲ尋常高等ノ二科ニ分ツ」と簡単に規定されているだけである。こうしてみても、埼玉県での規定は際立って特異なものと考えられる。

4. 埼玉県における小学校規定

この節では、本論で考察している1886年の埼玉県小学校教則に前後する埼玉県の小学校教則における小学校の目的規定を確認したい。問題としている条文の内容は、この当時としては異例なほど皇道主義的で復古的なものである。こうした特異な小学校の目的規定が、埼玉県の内発的なものではないことを“念のため”確認することが目的である。

1879年の最初の教育令²⁵⁾に基づく埼玉県小学校教則は、1879年11月11日に甲第132号²⁶⁾によって、

本県公立小学校教則今後別冊之通改定施行候条此旨布達候事

但各地ノ便宜ニヨリ当分従前ノ教則相用漸ヲ以テ本則ニ引直候儀ハ不苦候事

として制定された。この達の別冊として添えられた埼玉県公立小学校教則では、小学校を「小学ハ普通ノ教育ヲ兒女ニ授クル所ナリ」と教育令そのものと同等に規定している。

1880年の改正教育令と翌年の小学校教則綱領に基づく埼玉県の小学校教則は、1881年10月3日に甲第92号²⁷⁾によって、

本県小学校教則左之通改定本年秋期試験後ヨリ実施候条此旨布達候事

として制定された。そして、教則本文は小学校教則綱領とほぼ同じであり、特段の小学校の目的規定はない。

次に、小学校令期の教則においても小学校規定を確認したい。第一次小学校令²⁸⁾と小学校ノ学科及其程度²⁹⁾に基づいて定められたのが小学校ノ学科及其程度実施方法³⁰⁾である。埼玉県の小学校ノ学科及其程度実施方法は、1887年1月28日に県令甲第10号によって、

文部省令第八号小学校ノ学科及其程度実施ノ方法左

ノ如ク定メ本年四月一日ヨリ実施ス

但教科用書ハ当分別表之通仮定ス

と制定された。ここにおいても特段の小学校の目的規定は含まれていない。

こうしてみる限りにおいて、1886年の小学校教則に示された特異ともいえる復古主義的な小学校の目的規定は、埼玉県においても例外的なものであると考えられる。したがって、こうした復古的な規定は、埼玉県の内発的な構想によって書かれたものではないと判断し得る。つまり、“文部省の指導”によって規定されたものと断定してよい。このことを確認したうえで次節にすすみたい。

5. 埼玉県学務課長川島浩と文部権少書記官野村綱

1886年の埼玉県小学校教則における特異な小学校の目的規程は埼玉県の内発的な考えから出されたものではなく、文部省からの“指導”によるものであることが確認された。では、その直接の“指導者”は誰で、“被指導者”は誰であったのであろうか。様々な状況から、文部省側の人物は権少書記官野村綱であり、受け手の県側の人物は学務課長川島浩であると推定され得る。

このうち、川島は学務課長であるのだから県側の受け手であることには異論をはさむ余地はないであろう。川島の履歴書によると、彼は1836年（天保7年）に武蔵国北埼玉郡須加村に生まれ、1871年に印旛県に出仕、1876年に埼玉県十一等出仕、1880年10月7日には学務課課長となっている³¹⁾。

文部省側の人物については、結論から述べれば権少書記官野村綱である。小学校及小学教場教則綱領が作成されて以降、埼玉県小学校教則が作成されるまで、川島課長に小学校及小学教場教則綱領をもたらすことができたのは野村だけである。当該時期に文部省から埼玉県への出張は以下にあげる野村らの2回の出張のみである³²⁾。

文部省は、1885年2月9日「当省中編輯局会計局報告局ヲ除キ従前ノ局課掛ヲ廢シ更ニ内記局学務一局学務二局ヲ置キ右六局主掌ノ事務別記ノ通定候条此旨相達候事」と、達号外をもって各府県に通達し³³⁾、それまでの体制（専門学務局・普通学務局・編輯局・会計局・庶務局・報告局・内記課・調査課・褒賞課・音楽取調掛・官報報

告掛）を改変して、内記局・学務一局・学務二局・編輯局・会計局・報告局の6局体制に改めた。この6局のうち小学校を管轄するのは学務二局である。その学務二局の体制は、若干の紆余曲折ののちに、5課5地方部に組織された³⁴⁾。5つの地方部のうち、埼玉県を含むのは第一地方部であり、そこには東京府・神奈川県・新潟県・埼玉県・千葉県・茨城県・群馬県・栃木県・静岡県・山梨県・長野県の1府10県が指定されている。

さて、野村綱は2月9日の局課改編の際に辻新次や江木千之らとともに学務二局勤務を命じられている³⁵⁾。また、前述したように、7月25日には小学校条例取調委員に任じられている。

そして、野村は教育令再改正後の9月16日に、第一地方部の1府10県への学事巡視を命じられ³⁶⁾、9月26日に東京を出発している³⁷⁾。この学事巡視の行程は、新潟、長野、山梨、静岡、そして再び新潟を巡視して、群馬、埼玉、神奈川、千葉、栃木、茨城と回って最後に東京の巡視を行っている³⁸⁾。

ちなみに、この年の12月28日に、野村は視学官として第一地方部長になっている。このとき同時に第二地方部長は権少書記官中川元、第三地方部長は権少書記官久保春景、第四地方部長は少書記官江木千之、第五地方部長は権少書記官吉村寅太郎が任命されている³⁹⁾。3節でみた川島の文書に「野村視学官」とあるのは、そのためである。

9月から11月にかけて第一地方部のすべての府県に学事巡視していることや後の視学官として第一地方部長に任命されていること、また先に引用した「小学校教則改正布達之儀伺」において教則1部を野村視学官に提出することを川島が記載していることから、再改正教育令の時期に第一地方部は野村綱が中心的に担当していたことが看取される。

さて、上記の学事巡視の出張で野村は埼玉県に何日ほど滞在していたのであろうか。埼玉滞在に関わる官報の記事は、11月5日付の官報第705号と11月7日付の官報第707号である。まず、官報第705号には、

権少書記官野村綱ハ去月三十日新潟県ヨリ群馬県前橋ニ着

と記載され、官報第707号には、

文部権少書記官野村綱ハ群馬県及埼玉神奈川二県ノ

巡視ヲ了へ昨六日神奈川県ヨリ千葉県ニ向ヒ出発と記載されている。つまり、10月30日に前橋に到着し、それから11月6日までのあいだに、群馬、埼玉、神奈川の巡視をこなしたというのである。したがって、平均すればこれら3県については、1県当たり2日ないし3日の日程で巡視をおこなったことになる。

第一地方部を中心的に担当し、小学校条例取調委員でもある野村綱が埼玉県に小学校及小学教場教則綱領をもたらしたと考えるのが自然であろう。本論では、この出張においてこの教則が埼玉県にもたらされた可能性が高いと推定する。あまり余裕ある滞在期間ではないものの、野村が川島に小学校及小学教場教則綱領を手渡し、その内容を説明する程度の時間は十分にあったはずである。

前述したように、小学校及小学教場教則綱領は1885年の4月10日から6月11日のあいだに作成されている。しかし、4月からこの9月の出張までのあいだ、野村が埼玉に出張した形跡はない。したがって、上記の推論が成立するのである。

ただ、別の可能性がないわけではない。1885年12月19日に御用掛森有礼は埼玉県尋常師範学校で演説をしており、このとき野村と六等属林俊太郎が森に随行して埼玉に出張しているのである⁴⁰⁾。このときに小学校及小学教場教則綱領が埼玉県にもたらされた可能性も否定できない。これを第2の可能性として考えたい。このどちらで小学校及小学教場教則綱領が埼玉県へもたらされたのかについては、次節で考察したい。

6. 考 察

まず、3節で指摘したように、埼玉県学務課長川島浩が10月7日時点で小学校及小学教場教則綱領を知り得ていたのかについて考察したい。前述したように先行研究において倉沢は、「学区改正ノ理由」を学務課が上司に提出した1885年10月7日時点で、「川島は「小学校及小学教場教則綱領」を知っているのである」とした。

この推論は妥当であろうか。すでにみたように、埼玉に小学校及小学教場教則綱領がもたらされたのは、時期が早い可能性で考えても、それは野村が9月末から1府10県へ出張した際である。このとき、埼玉県での滞在は

11月初旬であると考えられる。したがって、10月7日時点で川島が小学校及小学教場教則綱領を知り得ていることはない。

次に、小学校及小学教場教則綱領が埼玉県にもたらされた時期について考察したい。前節で示したとおり、可能性としては、野村が1府10県へ出張したときの11月か、森の出張に伴った12月である。

このことと関連して、ひとつの疑問がある。それは、なぜ小学科課程表に基づいて小学校教則を作成した3県（神奈川、埼玉、群馬）のなかで、埼玉県のみがどのように特異な小学校の目的規定をおこなったのか、ということである。野村は9月から約2ヶ月の1府10県への出張で、群馬県も神奈川県も訪れている。この野村の出張の際に小学校及小学教場教則綱領が埼玉県にもたらされたのであれば、他の府県にもこの教則がもたらされたと考えられる。小学校条例取調委員のメンバーである野村としては、1府10県に対して今後作成されるはずの小学校教則の参考のために、小学校及小学教場教則綱領を配付した可能性があると考えられる。しかし、1府10県のなかで埼玉県以外に小学校及小学教場教則綱領を参考に小学校教則を制定した府県はなく、こうした可能性は低いように考えられる。

しかも、文部省内で却下された教則を公に配付すること自体が官吏としてあり得そうもない行為である。このような却下された教則を渡すには、個人的に信頼の置ける人物にしか渡さないのが常識であろう。そのように考えれば、野村と川島のあいだに個人的な信頼関係が築かれていて、それをもとに小学校及小学教場教則綱領が埼玉県のみにもたらされたとするのが自然であろう。

ちなみに、野村は小学校及小学教場教則綱領作成の前年である1884年にも埼玉県を訪れている。この出張は6月9日に埼玉に向かい⁴¹⁾、その後、神奈川に移動して8月1日に帰京している⁴²⁾。何日まで埼玉にいたのかは不明であるものの、約2ヶ月で2県を訪問しているから、ほぼ1ヶ月ずつ滞在したと考えられる。したがって、野村は当時すでに学務課長であった川島と十分に意見交換をして信頼関係を築いたとしても不思議ではない。結局のところ、小学校及小学教場教則綱領が埼玉県にもたらされた時期について決定的な結論を得ることができないけれども、権少書記官野村綱と学務課長川島

浩とのあいだの信頼関係に基づいて、それがなされたと考えられる。

最後に、小学校及小学教場教則綱領作成と権少書記官野村綱との関係を類推して本論を終えることとしたい。上で述べたように、たとえ野村と川島の個人的信頼関係があったとしても、文部省内の議論で却下された教則を府県にもたすことは、やはり、尋常な行為とは思えない。このことが小学校及小学教場教則綱領作成の一員に野村が含まれていたことを類推させる。自ら作成した小学校及小学教場教則綱領を一部でも現実のものにしたいという願望であったのかもしれない。これは類推に過ぎないけれども、小学校及小学教場教則綱領作成者たちを明らかにする端緒になるかもしれない。今後、研究の進展により詳細な分析がなされることを期待したい。

付 記

本研究はJSPS 科研費 26381036 の助成を受けたものです。

注

- 1) 『法令全書』, 明治 18 年 上巻 布告, pp. 49-52.
- 2) 東京都立公文書館所蔵「学事改正書類, 明治十八年同十九年, 学 2 第 1081 号通牒」, 『東京府文庫』.
- 3) 神奈川県立公文書館所蔵『公報 17 布達』(マイクロフィルム) に収録。
- 4) 埼玉県立文書館所蔵『明治十九年六月三十日 現行類輯 埼玉県達全書』に収録。
- 5) 群馬県立文書館所蔵『明治 19 年布達 (甲号)』に収録。
- 6) 国立国会図書館憲政資料室所蔵, 大木喬任関係文書《書類の部》(資料番号: 47-22).
- 7) 国立公文書館所蔵「教育令改正ノ件」, 公文録・明治十八年・第八十九巻・明治十八年七月~十二月・文部省.
- 8) 国学院大学所蔵「地方経済改良ノ議」, 梧陰文庫 B-1749.
- 9) 国立公文書館所蔵「区町村費節減方ノ件」, 公文録・明治十八年・第三十一巻・明治十八年八月・内務省第一.
- 10) 前掲「区町村費節減方ノ件」に収録されている。
- 11) 『法令全書』, 明治 13 年 太政官布告, pp. 325-329.
- 12) 『法令全書』, 明治 14 年, pp. 814-818.
- 13) 大久保利謙編『森有礼全集 第一巻』宣文堂書, 1972 年, pp. 339-341.
- 14) 官報第 621 号。
- 15) 折田, 服部の就任は、『教育報知』第 18 号, 4-5 頁に報じられており, また, 「服部一三翁景伝」, 43 頁には, 「かくて欧州諸国を経て明治十九年一月八日帰朝せられしが, 同月廿一日には直ちに小学校条例取調委員……を命ぜられてゐる」とあり, この
- 2 人が 1886 年 1 月 21 日に小学校条例取調委員に就任したと考えられる。
- 16) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第三巻, 1974 年, p. 987.
- 17) 拙稿「小学校及小学教場教則綱領の成立時期と終焉時期」, 『中部教育学会紀要』第 8 号, pp. 1-16, 2009 年.
- 18) 拙稿「初等教育施策を中心としてみた 1885 年の文部省」, 『愛知県立大学児童教育学科論集』第 45 号, pp. 1-21, 2011 年.
- 19) 埼玉県立文書館所蔵『明治十九年六月三十日 現行類輯 埼玉県達全書』に収録。
- 20) 学区の改正も含めた詳しい経緯は, 倉沢剛『小学校の歴史』IV, ジャパンライブラリビューロー, 1965 年, pp. 577-610, pp. 857-874 にまとめられている。
- 21) 千葉正士『学区制度の研究—国家権力と村落共同体—』, 勁草書房, 1962 年, pp. 173-175.
- 22) 埼玉県立文書館所蔵『明治 5-28 年 学務部 区域』に収録。
- 23) 前掲『小学校の歴史』IV, p. 583.
- 24) 埼玉県立文書館所蔵『明治 16-20 年 学務部 学校』に収録。
- 25) 『法令全書』, 明治 12 年 太政官布告, pp. 75-78.
- 26) 埼玉県立文書館所蔵『明治 12 年 管下令達 管下布達 (甲)』に収録。
- 27) 埼玉県立文書館所蔵『明治十四年三月ヨリ 埼玉県甲号報告 布達集 大野村戸長役場』(野口家文書) に収録。
- 28) 『法令全書』, 明治 19 年 上巻 勅令, pp. 90-91.
- 29) 『法令全書』, 明治 19 年 下巻 省令, pp. 315-318.
- 30) 埼玉県立文書館所蔵「県報第 50 号」『明治 20 年 管下令達』に収録。
- 31) 埼玉県立文書館所蔵「北埼玉郡須加村川島浩履歴書」『官房部履歴』に収録。
- 32) このことは、『大日本教育会雑誌』第 18 号から第 30 号で確認することができる。
- 33) 官報第 481 号 (1885 年 2 月 10 日付)。
- 34) 詳しい経緯は, 前掲「初等教育施策を中心としてみた 1885 年の文部省」にまとめられている。
- 35) 官報第 481 号, 第 482 号 (1885 年 2 月 12 日付)。
- 36) 官報第 667 号 (1885 年 9 月 18 日付)。
- 37) 官報 673 号 (1885 年 9 月 26 日付) には, 「東京府外拾県学事 巡視ヲ仰付ケラレタル同 (文部) 権少書記官野村綱ハ今廿六日 出発」と記されている。
- 38) この学事巡視の行程は, 前掲官報第 673 号, 官報第 677 号 (1885 年 10 月 1 日付), 官報第 682 号 (1885 年 10 月 7 日付), 官報第 689 号 (1885 年 10 月 15 日付), 官報第 698 号 (1885 年 10 月 27 日付), 官報第 705 号 (1885 年 11 月 5 日付), 官報第 707 号 (1885 年 11 月 7 日), 官報第 709 号 (1885 年 11 月 10 日付), 官報第 722 号 (1885 年 11 月 26 日付) で確認することができる。
- 39) 官報号外 (1885 年 12 月 29 日付)。
- 40) 大久保利謙編『森有礼全集』第一巻, 宣文堂書, 1972 年, p. 219.
- 41) 官報第 286 号 (1884 年 6 月 13 日付)。
- 42) 官報第 329 号 (1884 年 8 月 2 日付)。